

「医療費控除」として認められる 介護保険サービスがあります

介護保険サービスにおいても、自己負担分について、一部「医療費控除」の対象として認められるものがあります。ただし、高額介護サービス費・高額介護合算療養費などとして払い戻しを受けた金額などは、医療費の合計額から差し引いて申告することになります。

医療費控除とは？

自分自身や家族のために1年間に支払った医療費の合計額が10万円(年間の総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%)を超えた場合、超えた分(上限200万円)について確定申告等をすることにより医療費控除を受けることができます。

【対象となる医療費の要件】

- ・納税者が、自己または自己と生計を一にする配偶者や、その他の親族のために支払った医療費であること。
- ・平成30年1月1日～12月31日に支払った医療費であること。

【控除を受けるための手続き】

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書等を申告会場で提出してください。

なお、平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

【問い合わせ】 税務課 ☎84-0620

介護保険施設の利用料

介護保険施設でサービスを利用した場合、次のものが医療費控除の対象（日常生活費を除く）となります。	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所の場合
介護サービス費・食費・居住費の自己負担額として支払った額の½	②介護老人保健施設・介護養型医療施設・介護医療院に入所の場合
介護サービス費・食費・居住費の自己負担額	③訪問入浴介護
	④訪問介護（デイサービス）
	⑤短期入所生活介護（ショートステイ）
	⑥訪問対応型訪問介護
	⑦認知症対応型通所介護
	⑧地域密着型通所介護
	⑨小規模多機能型居宅介護
	⑩夜間対応型訪問介護
	⑪認知症対応型通所介護
	⑫地域密着型通所介護
	⑬訪問入浴介護
	⑭訪問対応型訪問介護

在宅介護サービスの利用料

介護サービス計画に基づき、次の①～⑥のサービスのいずれかを利用している場合、その利用料が医療費控除の対象となります（介護予防サービスも同様の扱い）。	要介護者のおむつ代は、医療費控除の対象となる場合があります。申告には加えて「医師の証明書」が必要です。
①訪問看護	要介護者のおむつ代は、医療費控除の対象となる場合があります。申告には加えて「医師の証明書」が必要です。
②訪問リハビリテーション	要介護者のおむつ代は、医療費控除の対象となる場合があります。申告には加えて「医師の証明書」が必要です。
③居宅療養管理指導（医師などによる管理・指導）	要介護者のおむつ代は、医療費控除の対象となる場合があります。申告には加えて「医師の証明書」が必要です。
④通所リハビリテーション	要介護者のおむつ代は、医療費控除の対象となる場合があります。申告には加えて「医師の証明書」が必要です。
⑤短期入所療養介護（ショートステイ）	要介護者のおむつ代は、医療費控除の対象となる場合があります。申告には加えて「医師の証明書」が必要です。
⑥看護小規模多機能型居宅介護	要介護者のおむつ代は、医療費控除の対象となる場合があります。申告には加えて「医師の証明書」が必要です。

要介護認定者の障がい者控除について

さらに、①～⑥のサービスのいずれかを利用している方が、次の⑦～⑯のサービスのいずれかを利用している場合、その利用料も医療費控除の対象となります。

⑦訪問介護（生活援助中心型は除く）

⑧訪問入浴介護

⑨通所介護（デイサービス）

⑩短期入所生活介護（ショートステイ）

⑪夜間対応型訪問介護

⑫認知症対応型通所介護

⑬小規模多機能型居宅介護

⑭地域密着型通所介護

おむつ代

要介護者のおむつ代は、医療費控除の対象となる場合があります。申告には加えて「医師の証明書」が必要です。

※2年目以降の申告で、介護保険の要介護認定の際に用いる主治医意見書により、医師の証明書（「寝たきりの状態及び尿失禁の発生の可能性が高い場合」に限り、医師の証明書に代えて、高齢介護課が発行する確認書類により申告をすることができます。必要な方は、高齢介護課へお問い合わせください。

対象者

要介護認定を受けている65歳以上の方で、認知症や寝たきりなどで精神や身体に障がいがある方（認定内容で審査）

※重度の障がい者手帳（身障手帳1・2級、療育手帳A判定、精神手帳1級）をお持ちの方は、手帳の提示により「特別障がい者控除」を受けられるため、申請は不要です。

要介護認定を受けている65歳以上の方で、認知症や寝たきりなどで精神や身体に障がいがある方（認定内容で審査）

※重度の障がい者手帳（身障手帳1・2級、療育手帳A判定、精神手帳1級）をお持ちの方は、手帳の提示により「特別障がい者控除」を受けられるため、申請は不要です。

問い合わせ

☎84-0649
高齢介護課